## 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律 の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令案新旧対照条文目次

保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)(第十四条関係)		金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)(第七条関系)	証券金融会社に関する内閣府令(昭和三十年大蔵省令第四十五号)(第三条関係)
-------------------------------	--	--	---------------------------------------

船主相互保険組合法施行規則(昭和二十五年大蔵省令第二号)(第一条関係)

二 (略)	録により定まるものとされるものを含む。次条第一項において同成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記一(国債(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平	、次に掲げるものとする。第十四条 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は(供託金に代わる有価証券の種類)	改正案
二 (略)	り定まるものとされるものを含む。次条第一項において同じ。)年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録によー 国債(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律(平成十三	、次に掲げるものとする。第十四条(法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は(供託金に代わる有価証券の種類)	現行

金融商品取引法第百六十一
一条
<u>0.</u>
に規定する
定する耶引及ひその保証金に関
$\sigma$
保証金
に関する
) 内閣府令 (
(昭和二
<del>1</del> ハ
, 年 大
/ 蔵少
牙七一
Ŧ
=
) 第
二条
関係
$\overline{}$

欄と区分しなければならない。	ない。は、当該金融商品取引業者の取引のための欄と区分しなければなら
載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者の取引のための	有欄をいう。) に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるとき
を含む。)に規定する保有欄をいう。)に当該振替社債等に係る記	条及び第百二十七条において準用する場合を含む。) に規定する保
百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合	百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四
十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第	条第二項第一号イ(同法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第
る保有欄 ( 同法第六十九条第二項第一号イ ( 同法第百十三条、第百	つて、当該金融商品取引業者の口座における保有欄(同法第六十九
つて代用される場合であつて、当該金融商品取引業者の口座におけ	項において「振替社債等」という。)をもつて代用される場合であ
項に規定する振替社債等をいう。以下この項において同じ。) をも	社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの(以下この
振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百二十九条第一	関する法律 (平成十三年法律第七十五号) 第二条第一項に規定する
部が法第百六十一条の二第二項の規定により振替社債等(社債等の	部が法第百六十一条の二第二項の規定により社債、株式等の振替に
2 金融商品取引業者は、その預託を受けるべき保証金の全部又は一	2 金融商品取引業者は、その預託を受けるべき保証金の全部又は一
第六条 (略)	第六条 (略)
(保証金代用有価証券)	(保証金代用有価証券)
現行	改正案

証券金融会社に関する内閣府令(昭和三十年大蔵省令第四十五号)(第三条関係)

(兼業業務の範囲) (兼業業務の範囲) (東大学院の工会の工具に規定する内閣府第一条の四 法第百五十六条の二十七第一項第四号に規定する内閣府第一条の四 法第百五十六条の二十七第一項第二号及び第二十四第一項並びに法第百五十六条の二十七第一項第二号及び第三号に掲げる業務を除く。)  「有価証券の担保を徴して行う金銭の貸付け(法第百五十六条の二十七第一項第一号から第三号まで又は前各号に掲げる業務に際し、取引の相手方となる顧客に金銭又は有価証券等を収納するための施設を賃貸する業務 「祖籍等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第四項の口座管理機関として行う振替業条第四項の口座管理機関として行う振替業系第四項の口座管理機関として行う振替業の限済に規定する清算参加者を収納するための施設を賃貸する業務 「1項第三号に規定する清算参加者をいう。」による有価証券等清算取次ぎ(法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ(法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ(法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ	(兼業業務の範囲)  (兼業業務の範囲)  (兼業業務の範囲)  (兼業業務の範囲)  ((兼業業務の範囲)  ((兼業業務の範囲)  ((東大学の世界の世界の出来を関して行う金銭の貸付け(法第百五十六条の二十四第一項並びに法第百五十六条の二十七第一項第二号及び第三号に掲げる業務を除く。)  ((東京の世界の世界を関する代理業務)  ((東京の世界の世界を関する代理業務)  ((東京の世界の世界を関する代理業務)  ((東京の世界の世界を関する代理業務)  ((東京の世界の世界の世界を関する代理業務)  ((東京の世界の世界の一項第二号及び第一条の四十十十月に規定するを製育を収納するための施設を賃貸する業務)  ((東京の世界の世界の世界の一十十年)
現	改正案

2 (略)	2 (略)
十九条の六第二号及び第三号に掲げる取引に係る業務を除く。)	十九条の六第二号及び第三号に掲げる取引に係る業務を除く。)
務(金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第	務(金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第
場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業	場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業
をいう。)の決済に必要な金銭又は有価証券を取引所金融商品市	をいう。)の決済に必要な金銭又は有価証券を取引所金融商品市

銀行法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十号)
(第四条関係)

、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分にて、同条第三項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(規定する者が保有する議決権について準用する。この場合においり、第一条の六第三項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定	2~8 (略) 第十七条0三 (略)	会	きない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。て準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することがで	条第一項及び第二百七十六条 ( 第二号に係る部分に限る。 ) におい	同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九号)第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を	に	3   前二項の場合において、会社等又は他の会社等が保有する議決権   ^2 ( 剛)	_	(密接な関係を有する会社等)	改正案
(新設)	2~8 (略) 第十七条0三 (略)	会					(新設)	_	(密接な関係を有する会社等)	現

	いて準用する。
	第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権につ
(新設)	3 第一条の六第三項の規定は、第一項第一号口(1の場合において法
2 (略)	2 (略)
第三十四条の三十二 (略)	第三十四条の三十二 (略)
(銀行代理業の許可の申請書の記載事項)	(銀行代理業の許可の申請書の記載事項)
	行主要株主が保有する議決権について準用する。
(新設)	2 第一条の六第三項の規定は、前項第三号の場合において同号の銀
第三十四条の九 (略)	第三十四条の九 (略)
(銀行主要株主と特殊の関係のある会社)	(銀行主要株主と特殊の関係のある会社)
	のは「株式」と読み替えるものとする。
	七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とある
	限る。) において準用する場合を含む。) 」とあるのは「第百四十

長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)(第五条関係)

19   前三項の場合において、これらの規定に規定する者が保有する議	第四条の五 (略) 第四条の五 (略) 第1 (長期信用銀行の子会社の範囲等)	改 正 案
(新設) (新設) (新設)	第四条の五(略)(長期信用銀行の子会社の範囲等)	現
		行

又は出資に」と読み替えるものとする。

( 長期信用銀行主要株主と特殊の関係のある会社

第 一十五条の二の三 (略)

2 限る。 期信用銀行主要株主が保有する議決権について準用する。 のは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。 これらの規定を同法第二百二十八条第一 において、 項」とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第 第二百三十九条第一項及び第二百七十六条 (第二号に係る部分に 第四条の五第九項の規定は、 において準用する場合を含む。 同条第九項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第 前項第三号の場合において同号の長 項 ر ج 第二百三十五条第一項 「株式に」とある この場合 \_ 項 (

(新設)

第二十五条の二の三

(略)

(長期信用銀行主要株主と特殊の関係のある会社)

(長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第二十五条の十二 (略)

2

(略)

3 行法第五十二条の三十七第 第四条の五第九項の規定は、 一項に規定する申請者が保有する議決権 第一 項第一号ロ1の場合において銀

四十七条第一項又は第百四十八条第一項」とあるのは「第百四十七 について準用する。 一項又は第百四十八条第 この場合において、 項 (これらの規定を同法第1 第四条の五第九項中「 百十 第百

八条第一項、

第二百三十五条第一

項

第二百三十九条第

項及び第

)において準用する場合

|百七十六条(第二号に係る部分に限る。

(新設)

(長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

2 (略)

替えるものとする。を含む。)」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み

- 9 -

信用金庫法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十五号) (第六条関係)

2 (略)       (金庫の子会社の範囲等)         (信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)       (信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)         (信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)       (信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)         (信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)       (信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)	者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。       (信用金庫連合会の付随業務)       (信用金庫連合会の付随業務)       (信用金庫連合会の付随業務)       (信用金庫連合会の付随業務)       (信用金庫連合会の付随業務)       (信用金庫連合会の付随業務)       現       行
--	--

替えるものとする。 替えるものとする。 替えるものとする。 替えるものとする。 替えるものとする。 替えるものとする。 替えるものとする。 は第百四十七第一項に規定する申請者が保有する議決権

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)(第七条関係)

		国債証券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律	規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。   規定	法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に   第八条	(営業保証金に充てることができる有価証券の種類) (営		正会見川倉十二条倉马頁の共毛勇印書の差寸を受けたヨ	託した場合(信託業務を営む金融機関が信託兼営金融機関営業保)に	)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供している。	年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含	れている有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三) れ	令第六条の権利の実行の手続を行うため金融庁長官等が供託さ 四	->三 (略)	する。	つき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日と   つき	規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由に  規定	法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第八項に 第七条	(営業保証金の追加供託の起算日) (営	改正案
を含む。次条第一項第一号において同じ。)	による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの	国債証券(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定	規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。	法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に	( 営業保証金に充てることができる有価証券の種類)	1997年1997日で発言文グ書で入れる317月	見川有十二系有四頁の共毛勇印書の差寸を受けた日	た場合(信託業務を営む金融機関が信託兼営金融機関営業保証金	の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託し	第七十五号)第百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。	れている有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律)	令第六条の権利の実行の手続を行うため金融庁長官等が供託さ	三 (略)	0	つき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日と	規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由に	法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第八項に	(営業保証金の追加供託の起算日)	現行

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)	( 営業保証金に充てることができる有価証券の価額)
第九条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項の	第九条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項の
規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証	規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証
券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲	券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲
げる額とする。	げる額とする。
国債証券 額面金額 (その権利の帰属が社債、株式等の振替に	国債証券 額面金額 (その権利の帰属が社債等の振替に関する
関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まる	法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものに
ものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下こ	あつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条に
の条において同じ。)	おいて同じ。)
一丁四	一了四
2・3 (略)	2・3 (略)
(親法人等又は関連法人等)	(親法人等又は関連法人等)
第十一条 (略)	第十一条 (略)
2・3 (略)	2 · 3 (略)
4 令第八条第六項の規定は、第一項各号及び第二項各号の場合にお	(新設)
する。れてこれらの規定に規定する法人等が所有する議決権について準用	
(公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等)	(公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等)
第二十四条   法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の	第二十四条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の

七·八 (略)	入者保護信託である場合	六 社債、株式等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加	->五 (略)	న <u>ి</u>	第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とす
七·八 (略)	護信託である場合	六 社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保		<b>న</b> ం	二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とす

貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)(第八条関係)

第三十条の十 2.3 す る。 資者が取得し、若しくは保有することとなつた議決権について準用 六・七 (略) 指定信用情報機関が保有する議決権又は一の株主、 ( 届出事項) 第二条第二項の規定は、 掲げる書類 び次に掲げる新たな役員の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類 及び新たに法定代理人となつた者に係る第二号イ()から()までに 作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面 に掲げる者 (以下この号において、これらを総称して「法定代理 イ・ロ 人」という。) に変更があつた場合 未成年者である貸金業者の法定代理人又は第二条第一項第四号 (略) (略) (略) (略) 第二項第二号又は第五号の場合において 別紙様式第一号の三により 社員若しくは出 第三十条の十 2 . 3 (新設 三四四 六・七 五 未成年者である貸金業者の法定代理人又は第二条第四号に掲げ ( 届出事項) る者 (以下この号において、これらを総称して「法定代理人」と た法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面及び新 いう。)に変更があつた場合 イ・ロ 掲げる新たな役員の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類 たに法定代理人となつた者に係る第二号イ(1)から(5)までに掲げる (略) (略) (略) (略) (略) 別紙様式第一号の三により作成し

れる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則(昭和六十三年大蔵省令第三十五号)(第九条関係) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとさ

前払式証票の規制等に関する法律施行規則 (平成二年大蔵省令第三十三号) (第十条関係)

2 . 証券の区分に応じ当該各号に定める額とする。 充てる場合における当該有価証券の価額は、 <u>-</u> 了 四 ( 発行保証金に充てることができる有価証券の価額 の条において同じ。) 関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まる ものにあっては、振替口座簿に記載又は記録された金額。 国債証券額面金額(その権利の帰属が社債、 (略) (略) 法第十三条第七項の規定により有価証券を発行保証金に 次の各号に掲げる有価 株式等の振替に 以下こ 第二十二条 2 . 3 <u>一</u> 了 四 充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価 証券の区分に応じ当該各号に定める額とする。 ( 発行保証金に充てることができる有価証券の価額) おいて同じ。) あっては、振替口座簿に記載又は記録された金額。 以下この条に 法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものに 国債証券 (略) (略) 法第十三条第七項の規定により有価証券を発行保証金に 額面金額 (その権利の帰属が社債等の振替に関する)

証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令第六十

八号) (第十一条関係)

イ・ロ(略)	一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一		に定めるものとする。	、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号	)が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証票又は証明書は	の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。	証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)の職員(委員会	る法律 (平成十九年法律第二十二号) 第十四条第二号の規定により	第七十五号)第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関す	合を含む。)、社債、株式等の振替に関する法律 (平成十三年法律	十六条第一項において準用する場合を含む。)において準用する場	律第百五号)第二百十七条第二項 ( 同法第二百九条 ( 同法第二百八	準用する場合を含む。)、資産の流動化に関する法律(平成十年法	百九十八号)第二十二条第二項(同法第二百十三条第六項において	第一項、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第	第一条 金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)第百九十条	(検査をするときに携帯すべき証票の様式)	改正案	
イ・ロ(略)	一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一	当該各号に定めるものとする。	証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、	を含む。)が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証票又は	(委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員	定により証券取引等監視委員会 (以下「委員会」という。) の職員	止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十四条第二号の規	三年法律第七十五号)第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防	いて準用する場合を含む。)、社債等の振替に関する法律 (平成十	(同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。) にお	律(平成十年法律第百五号)第二百十七条第二項(同法第二百九条	和五十九年法律第三十号)第八条第二項、資産の流動化に関する法	準用する場合を含む。)、株券等の保管及び振替に関する法律 (昭	百九十八号)第二十二条第二項(同法第二百十三条第六項において	第一項、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第	第一条 金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)第百九十条	(検査をするときに携帯すべき証票の様式)	現行	

二 (略)	木 (略)	十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定	二(社債、株式等の振替に関する法律第二十条第一項(同法第四)	八 (略)		(削る)
二 (略)	へ (略)	第三項において準用する場合を含む。) の規定	ホ 社債等の振替に関する法律第二十条第一項 ( 同法第四十三条	二(略)	三条の四第三項において準用する場合を含む。) の規定	八 株券等の保管及び振替に関する法律第八条第一項 (同法第十

ର <u>ି</u>	発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとす十五号)第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により	決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七	10 第二項第四号の場合において、信用協同組合連合会が保有する議	2~9 (略)	第一条の二 (略)	(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)	改正案
			(新設)	2~9 (略)	第一条の二 (略)	(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)	現

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)(第十二条関係)

協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)(第十三条関係)

(新設)	13   第九項から第十一項までの場合において、これらの規定に規定す
6~12 (略)	6~12 (略)
十三个三十九 (略)	十三~三十九 (略)
八(略)	八 (略)
を除く。)を取得すること。	期社債を除く。)を取得すること。
十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債	(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短
ロ 当該会社の発行する社債 (社債等の振替に関する法律 (平成	ロ 当該会社の発行する社債 (社債、株式等の振替に関する法律
イ (略)	イ (略)
を供給する業務	を供給する業務
十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金	十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金
る業務を除く。)とする。	る業務を除く。)とする。
準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯す	準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯す
っては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に	っては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に
する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあ	する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの ( 信用協同組合にあ
5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定	5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定
2~4 (略)	2~4 (略)
第四条 (略)	第四条 (略)
(信用協同組合等の子会社の範囲等)	(信用協同組合等の子会社の範囲等)
現	改正案

2 3 第七十八条 法第五十二条の三十七第 四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗 るものとする。 ついて準用する。この場合において、 することができない株式に係る議決権を含むものとする。 る者が保有する議決権には、 七十六条(第二号に係る部分に限る。 七条第一項又は第百四十八条第一項」とあるのは「第百四十七条第 ( 信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項 ) 項又は第百四十八条第 第四条第十三項の規定は、 (略) ) ک 第二百三十五条第一項、 (略) 「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替え 一項(これらの規定を同法第二百二十八条 一項に規定する申請者が保有する議決権に 第一項第一号ロ10の場合において銀行 社 債<sup>、</sup> 第 株式等の振替に関する法律第百 一百三十九条第一項及び第二百 )において準用する場合を含 第四条第十三項中「第百四十 第七十八条 (新設) ( 信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項) (略) (略)

保険業法施行規則 (平成八年大蔵省令第五号) (第十四条関係)

第 2 2 第 2 . 第十四条 3 3 第一号 (信託財産に係る行為準則)の規定を準用する場合における 項(信託業務の委託に係る信託会社の責任)及び第二十九条第二項 等又は他の会社等が保有する議決権について準用する。 おいて当該規定に規定する者が保有する議決権について準用する。 において信託業法 (平成十六年法律第百五十四号) 第二十三条第1 一条の六 (保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者) (密接な関係を有する会社等) 条の二の二 密接な関係の範囲) 令第十三条の五の二第四項の規定は、 令第十三条の五の二第四項の規定は、 令第十三条の五の二第四項の規定は、 (略) (略) (略) (略) (略) 改 正 案 法第九十九条第八項の規定 前 第一項第一号八1の場合に |項の場合において会社 2 2 第十四条 第一条の六 第一条の二の二 2 . (新設) (新設) (新設) (保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者) (密接な関係を有する会社等) (密接な関係の範囲) (略) (略) (略) (略) (略) 現 行

- 25 -

第一項各号及び第二項各号に規定する議決権について準用する。

(資本金の額の減少の認可の申請等)

長官等」という。)に提出しなければならない。 「「金融庁添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁よる認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を現十九条「保険業を営む株式会社は、法第十七条の二第三項の規定に

当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁 債権者を害するおそれがないことを証する書面 る法律 (昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項 (兼営の認可 び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関す の十四第一号及び第五十二条の二十三第四項において同じ。 法第二条第二項 (定義) に規定する信託会社をいう。第五十二条 済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社(信託業 こと又は当該資本金の額の減少をしても当該保険契約者その他の において同じ。) をいう。 あるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、 の認可を受けた金融機関をいう。第二百十一条の二十八第三号 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者が 以下同じ。 ) に相当の財産を信託した )及 相

(資本金の額の減少の認可の申請等)

長官等」という。)に提出しなければならない。
添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁よる認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条の二第三項の規定に

**一**~五 (略)

とを証する書面 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者が 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相 あるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相 あるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相 あるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相 法第十七条第四項の関議を述べた保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者が とを証する書面

2 へ各ノ

(略)

2 (略)

2

(略

(略)

( 有価証券関連業に付随する業務

のは、次に掲げる業務とする。第五十二条の四(法第九十九条第一項に規定する内閣府令で定めるも

)第二条第四項の口座管理機関として行う振替業 、社債、株式等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号

(営業保証金の追加供託の起算日)

|〜三 (略)

四項の供託通知書の送付を受けた日代金がら換価の費用を控除した額を供託した場合(保険金信託業代金から換価の費用を控除した額を供託した場合(保険金信託業代金から換価の費用を控除した額を供託した場合(保険金信託業によれている有価証券(社債、株式等の振替に関する法律第二百託されている有価証券(社債、株式等の振替に関する法律第二百二十分の共行の手続を行うため金融庁長官が供

( 営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第五十二条の十一法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一人を紹介に認っています。

(有価証券関連業に付随する業務

のは、次に掲げる業務とする。第五十二条の四の法第九十九条第一項に規定する内閣府令で定めるも

|〜五 (略)

条第四項の口座管理機関として行う振替業へ 社債等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) 第二

( 営業保証金の追加供託の起算日 )

足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不第五十二条の九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十

|〜三 (略)

に掲げる日とする。

の供託通知書の送付を受けた日 (社債等の振替に関する法律第百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を行い、換価代金第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を行い、換価代金託されている有価証券(社債等の振替に関する法律第百二十九条1100円の第十三条の四の権利の実行の手続を行うため金融庁長官が供

( 営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第五十二条の十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十

第五十六条の二 2 . 第五十二条の十一 ける当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従 い当該各号に掲げる額とする。 十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合にお のとする \_ 了 四 ( 営業保証金に充てることができる有価証券の価額 (保険会社の子会社の範囲等) 条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、 令第十三条の五の二第四項の規定は、 関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まる るものを含む。次条第一項において同じ。 ものとされるものにあっては、 の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされ 国債証券 国債証券(その権利の帰属が社債、 (略) (略) 以下この条において同じ。 (略) (略) 額面金額 (その権利の帰属が社債) (略) 法第九十九条第八項において準用する信託業法第 振替口座簿に記載又は記録された 株式等の振替に関する法律 第七項から第九項までの場 株式等の振替に 次に掲げるも 2 } 10 第五十二条の十一 第五十六条の二 2 . 3 (新設) <u>一</u> 了 四 ける当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従 <u>-</u> 了 四 十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合にお のとする。 い当該各号に掲げる額とする。 一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、 (保険会社の子会社の範囲等) ( 営業保証金に充てることができる有価証券の価額) 以下この条において同じ。 されるものにあっては、 を含む。次条第一項において同じ。 による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの 法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものと 国債証券(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定 国債証券 額面金額 (その権利の帰属が社債等の振替に関する (略 (略) (略) (略) (略) 法第九十九条第八項において準用する信託業法第 振替口座簿に記載又は記録された金額 次に掲げるも

条(第二号に係る部分に限る。 は第百四十八条第 用する。 合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準 株式又は出資」とあるのは とあるのは「第百四十七条第 第二百三十五条第一項、 この場合において、 一項(これらの規定を同法第二百二十八条第 第二百三十九条第一項及び第二百七十六 同条第四項中「第百四十七条第 「株式」と読み替えるものとする。 )において準用する場合を含む。 項又は第百四十八条第 項」と、 一項又

(供託金に代わる有価証券の種類等)

証券は、次に掲げるものとする。第百三十一条 法第百九十条第九項に規定する内閣府令で定める有価

二 四 (略)

2

(略)

(保険主要株主と特殊の関係のある会社)

第二百十条の二 (略)

| 同号の保険主要株主が保有する議決権について準用する。この場合2 | 令第十三条の五の二第四項の規定は、前項第三号の場合において

( 供託金に代わる有価証券の種類等)

証券は、次に掲げるものとする。第百三十一条 法第百九十条第九項に規定する内閣府令で定める有価

2 (略)

<u>-</u> 了 四

(略)

(保険主要株主と特殊の関係のある会社)

紀二百十条の二 (略)

( 新設)

百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」部分に限る。)において準用する場合を含む。)」とあるのは「第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条において、同条第四項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第において、同条第四項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第

(供託金の追加供託の起算日)

とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

| 〜三 (略)

受けた日 で第三十八条の六の権利の実行の手続を行うため金融庁長官等四 令第三十八条の六の権利の実行の手続を行うため金融庁長官等

(供託金に代わる有価証券の価額)

号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。証券を供託金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各第二百十一条の十五(法第二百七十二条の五第九項の規定により有価

供託金の追加供託の起算日)

令で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める||二百十一条の十三||法第二百七十二条の五第八項に規定する内閣府

−~三 (略)

た日 業者が少額短期保険業者供託金規則第十六条第四項の通知を受け代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 少額短期保険九条第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を行い、換価が供託されている有価証券(社債等の振替に関する法律第百二十が供託されている有価証券(社債等の振替に関する法律第百二十一の第三十八条の六の権利の実行の手続を行うため金融庁長官等

供託金に代わる有価証券の価額)

号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。証券を供託金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各第二百十一条の十五(法第二百七十二条の五第九項の規定により有価)

2 . <u>-</u> 了 四 関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まる 金額。以下この条において同じ。) ものとされるものにあっては、振替口座簿に記載又は記録された 国債証券額面金額(その権利の帰属が社債、 (略) (略) 株式等の振替に 2 . 以下この条において同じ。) されるものにあっては、振替口座簿に記載又は記録された金額。 法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものと 国債証券額面金額(その権利の帰属が社債等の振替に関する (略)

金融庁組織規則 (
(平成十年総理府令第八十一
一号)(第十五条関係)

二 (略)	二 (略)
」という。)に関すること。	
及び第十八条第三項から第六項までにおいて「市場分析審査事務	
集及び分析並びに取引の内容の審査に関する専門的な事務(次号	場分析審査事務」という。)に関すること。
第七項の規定により委任されたものに限る。) その他の情報の収	的な事務 ( 次号及び第十八条第三項から第六項までにおいて「市
びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十条第六項及び	の他の情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査に関する専門
項及び第三項、社債等の振替に関する法律第百三十六条第二項並	十条第六項及び第七項の規定により委任されたものに限る。) そ
十一条の二第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二	十六条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二
五条第二項及び第三項、株券等の保管及び振替に関する法律第四	条第二項及び第三項、社債、株式等の振替に関する法律第二百八
二項及び第三項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十	十五条第二項及び第三項、資産の流動化に関する法律第二百九十
基づく報告又は資料の徴取(金融商品取引法第百九十四条の七第	第二項及び第三項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二
)(次条第一号において「金融商品取引法等」と総称する。)に	に基づく報告又は資料の徴取(金融商品取引法第百九十四条の七
による収益の移転防止に関する法律 ( 平成十九年法律第二十二号	号)(次条第一号において「金融商品取引法等」と総称する。)
債等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) 及び犯罪	罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九年法律第二十二
(昭和五十九年法律第三十号)、資産の流動化に関する法律、社	株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)及び犯
十六年法律第百九十八号)、株券等の保管及び振替に関する法律	十六年法律第百九十八号)、資産の流動化に関する法律、社債、
金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二	金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二
第十三条 市場分析審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第十三条 市場分析審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(市場分析審査課の所掌事務)	(市場分析審査課の所掌事務)
現	改正案

## (証券検査課の所掌事務)

並びに証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く。)。 と (市場分析審査課及び課徴金・開示検査課の所掌に属するもの の移転防止に関する法律第二十条第六項及び第七項の規定により の振替に関する法律第二百八十六条第二項並びに犯罪による収益 動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、 七項から第十項までにおいて「証券検査」という。) に関するこ 委任されたものに限る。次号、 資法人に関する法律第二百二十五条第二項及び第三項、資産の流 商品取引法第百九十四条の七第二項及び第三項、投資信託及び投 金融商品取引法等に基づく報告又は資料の徴取及び検査(金融 証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 第三号、第十七条及び第十八条第 社債、 株式等

## (証券検査課の所掌事務)

第十四条 項までにおいて「証券検査」という。) に関すること (市場分析 関する法律第二十条第六項及び第七項の規定により委任されたも する法律第百三十六条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に 保管及び振替に関する法律第四十一条の二第二項、 資法人に関する法律第二百二十五条第二項及び第三項、 審査課及び課徴金・開示検査課の所掌に属するもの並びに証券検 のに限る。次号、第三号、第十七条及び第十八条第七項から第十 商品取引法第百九十四条の七第二項及び第三項、投資信託及び投 査監理官の所掌に属させられたものを除く。)。 に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債等の振替に関 金融商品取引法等に基づく報告又は資料の徴取及び検査 (金融 証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 資産の流動化 株券等の

(略)

二·三 (略)

資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十八号)(第十六条関係)

法第八十六条第三項の規定による書面の供託 (特定短期社債権者の反対) (特定短期社債権者の反対)	改正案
十六条第三項の規定による書面の供託 (特定短期社債権者の反対) (特定短期社債権者の反対)	現

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)(第十七条関係)

五 議決権を行使すべき設立時投資主の氏名又は名称及び行使する  ・	<u></u>	七項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記し	第七十三条第四項において準用する法第九十一条第六項若しくは第	項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法	第百十九条 法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第四	(議決権行使書面)	二·三 (略)	イ-ハ (略)	) 次に掲げる要件のすべてに該当する場合	において「振替投資信託受益権」という。) に係るものを除く。	十六条第二号に掲げる振替投資信託受益権(以下この条及び次条	十三年法律第七十五号) 第百二十一条において準用する同法第六	投資信託の受益証券 (社債、株式等の振替に関する法律 (平成	号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。	第四条(令第七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各	(適格機関投資家を除くための要件等)	改正案
五 議決権を行使すべき設立時投資主の氏名又は名称及び議決権を「〜_」(鮨)	き	七項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記	第七十三条第四項において準用する法第九十一条第六項若しくは第	項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法	第百十九条 法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第四	(議決権行使書面)	二·三 (略)	イ (略)	に掲げる要件のすべてに該当する場合	て「振替投資信託受益権」という。) に係るものを除く。) 次	第二号に掲げる振替投資信託受益権(以下この条及び次条におい	法律第七十五号) 第百二十一条において準用する同法第六十六条	一投資信託の受益証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年	号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。	第四条 令第七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各	(適格機関投資家を除くための要件等)	現行

2~4 (略)	2~4 (略)
口 (略)	口 (略)
する投資口の口数	
口の口数が異なる場合(議案ごとの行使することができる所有	異なる場合(議案ごとの議決権の数)
イ 議案ごとに当該投資主が行使することができる所有する投資	イ 議案ごとに当該投資主が行使することができる議決権の数が
ては、当該イ又は口に定める事項を含む。)	イ又は口に定める事項を含む。)
できる所有する投資口の口数(次のイ又は口に掲げる場合にあっ	できる議決権の数(次のイ又は口に掲げる場合にあっては、当該
五 議決権を行使すべき投資主の氏名又は名称及び行使することが	五 議決権を行使すべき投資主の氏名又は名称及び行使することが
、次に掲げる事項とする。	、次に掲げる事項とする。
り電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は	り電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は
使書面に記載すべき事項又は同条第六項若しくは第七項の規定によ	使書面に記載すべき事項又は同条第六項若しくは第七項の規定によ
第百五十五条   法第九十一条第四項の規定により交付すべき議決権行	第百五十五条 法第九十一条第四項の規定により交付すべき議決権行
(議決権行使書面)	(議決権行使書面)
2 (略)	2 (略)
口(略)	口 (略)
所有する投資口の口数	
口数が異なる場合 議案ごとの議決権を行使することができる	の数が異なる場合(議案ごとの議決権の数)
イ 議案ごとに議決権を行使することができる所有する投資口の	<ul><li>イ 議案ごとに当該設立時投資主が行使することができる議決権</li></ul>
げる場合にあっては、当該イ又は口に定める事項を含む。)	、 当該イ又は口に定める事項を含む。 )
行使することができる所有する投資口の口数 ( 次のイ又は口に埋	ことができる議決権の数(次のイ又は口に掲げる場合にあっては

投資信託財産の計算に関する規則(平成十二年総理府令第百三十三号)(第十八条関係)

の二第一項に規定する短期農林債、社債等の振替に関する法	の二第一項に規定する短期農林債、社債、株式等の振替に関
、農林中央金庫法 ( 平成十三年法律第九十三号 ) 第六十二条	、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条
律第二百三十八号)第五十四条の四第一項に規定する短期債	律第二百三十八号)第五十四条の四第一項に規定する短期債
条ノニに規定する短期商工債、信用金庫法(昭和二十六年法	条ノニに規定する短期商工債、信用金庫法(昭和二十六年法
(1) 商工組合中央金庫法 (昭和十一年法律第十四号) 第三十三	(1) 商工組合中央金庫法 (昭和十一年法律第十四号) 第三十三
に応じ、当該17又は20に定める割合以下であること。	に応じ、当該1又は2に定める割合以下であること。
取得時において、次の1人又は2)に掲げる適格有価証券等の区分	取得時において、次の1又は2に掲げる適格有価証券等の区分
証券等の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、	証券等の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、
ホ 投資信託財産の総額のうちに一の銀行等が発行した適格有価	ホ 投資信託財産の総額のうちに一の銀行等が発行した適格有価
イーニ (略)	<b>イ</b> ーニ (略)
るものである場合 一年	るものである場合 一年
規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。) に係	規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。)に係
において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託 (	において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託(
計算期間が一日の投資信託財産であって、かつ、投資信託約款	二 計算期間が一日の投資信託財産であって、かつ、投資信託約款
一 (略)	一 (略)
該各号に定める期日とする。	該各号に定める期日とする。
財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当	財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当
第五十九条   法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託	第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託
(運用報告書の作成等の期日)	(運用報告書の作成等の期日)
現	改正案

2

(略) へ~チ (略) 有価証券、預金、手形及びコールローン 百分の十 る短期外債、金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる 十四年内閣府・法務省令第一号)第三十八条第二項に規定す 規定する短期社債、一般振替機関の監督に関する命令(平成 する法律 (平成十三年法律第七十五号) 第六十六条第一号に (略) 2 へ~チ (略) 券、預金、手形及びコールローン (略)

律 (平成十三年法律第七十五号) 第六十六条第一号に規定す 外債、金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証 内閣府・法務省令第一号) 第三十八条第二項に規定する短期 る短期社債、一般振替機関の監督に関する命令(平成十四年 百分の十

- 38 -

証券金融会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成十五年内閣府令第四号)(第十九条関係)

の日以後においても、なおその効力を有する。  の日以後においても、なおその効力を有する。  の日以後においても、なおその効力を有する。  の日以後においても、なおその効力を有する。  の日以後においても、なおその効力を有する。  の日以後においても、なおその効力を有する。  の日以後においても、なおその効力を有する。 の日以後においても、なおその効力を有する。 の日以後においても、なおその効力を有する。 の日以後においても、なおその効力を有する。 の日以後においても、なおその効力を有する。 の日以後においても、なおその効力を有する。 の日以後においても、なおその効力を有する。 の日以後においても、なおその効力を有する。 の日以後においても、なおその効力を有する。 の日以後においても、なおその効力を有する。		
2 1 (略) 1 (略) 1 (平成十三年法律 で対している では、アの府令の施行 では、アの方での施行 では、アの方ではないでは、アの方では、アの方では、アの方では、アの方では、アの方では、アの方では、アの方では、アの方では、アの方ではないがではないがではないではないではないがではないがではないがではないがでは	の日以後においても、なおその効力を有する。	の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
1 (略) 1 (平成十三年法律 (平成十三年法律 で)を営んでい条第 社に関する内閣府 社に関する内閣府	の六、別表第十の九及び別表第十二の七の規定は、この府令の施行	表第九の六、別表第十の九及び別表第十二の七の規定は、この府令
1 (略) 1 (略) 1 (平成十三年法律でいる同法第八条第でいる	別表第八の九並びに金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第九	
2 (略) 1 (略) 1 (略) 1 (略) 期 1 (略) 則 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別	社に関する内閣府令第一条の三第一項、証券会社に関する内閣府令	金融会社に関する内閣府令第一条の三第一項、証券会社に関する内
2 1 (略) (平成十三年法律) (平成十三年法律) (本統十三年法律) (本統元) (本统元) (本统	。 ) を営んでいない場合には、この府令による改正前の証券金融会	に限る。)を営んでいない場合には、この府令による改正前の証券
2 1 (略) 附 則 則 (平成十三年法律	する同法第八条第一項の規定に基づく業務(国債に係るものに限る	て適用する同法第八条第一項の規定に基づく業務 ( 国債に係るもの
2 この府令の施行の日以後に日本銀行が社債、株式等の振替に関す 1 (略)則 関 アプロ・ 大田 ・ 大田	(平成十三年法律第七十五号)第四十八条において読み替えて適用	る法律 (平成十三年法律第七十五号)第四十八条において読み替え
則 改正案	この府令の施行	2 この府令の施行の日以後に日本銀行が社債、株式等の振替に関す
則 改正案 附則 現		1 (略)
到 改正案 明則		
正案現		附則
		正

信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第百七号)(第二十条関係)

改正案	現
(親法人等又は関連法人等)	(親法人等又は関連法人等)
第四条 (略)	第四条 (略)
2・3 (略)	2 · 3 (略)
4 令第二条第五項の規定は、第一項各号及び第二項各号の場合にお	(新設)
ける。 いてこれらの規定に規定する法人等が所有する議決権について準用	
、営業保正会の自口さむの己草目と	/ 清美未正定了宣口共化了己草石/
第二十条 法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業	第二十条 法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業
保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に	保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ、当該各号に定める日とする。	応じ、当該各号に定める日とする。
	->三 (略)
四の令第十一条第一項の権利の実行の手続を行うため、同条第七項	四の令第十一条第一項の権利の実行の手続を行うため、同条第七項
の規定により金融庁長官等が供託されている有価証券(社債、株	の規定により金融庁長官等が供託されている有価証券(社債等の
式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七	振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百二十九条第
十八条第一項に規定する振替債を含む。) の換価を行い、換価代	項に規定する振替社債等を含む。) の換価を行い、換価代金か
金から換価の費用を控除した額を供託した場合(信託会社が信託)	ら換価の費用を控除した額を供託した場合(信託会社が信託会社)
会社等営業保証金規則第十二条第四項の供託通知書の送付を受け	等営業保証金規則第十二条第四項の供託通知書の送付を受けた日
た日	

第二十七条 2 . 3 第二十二条(法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に 第二十一条 証券の区分に従い当該各号に定める額とする。 充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価 <u>了</u> 四 (主要株主の届出の手続等) ( 営業保証金に充てることができる有価証券の価額) ( 営業保証金に充てることができる有価証券の種類) 関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まる るものを含む。以下同じ。 ものとされるものにあっては、 の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされ 金額。以下この条及び第三十七条第一項第三号において同じ。) 国債証券額面金額(その権利の帰属が社債、 国債証券(その権利の帰属が社債、 次に掲げるものとする。 (略) (略) (略) (略) 法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券 振替口座簿に記載又は記録された 株式等の振替に関する法律 株式等の振替に 第二十一条 第二十二条 法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に 第二十七条 2 . <u>-</u> 了 四 証券の区分に従い当該各号に定める額とする。 充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価 <u>-</u> 了 四 (主要株主の届出の手続等) ( 営業保証金に充てることができる有価証券の価額) ( 営業保証金に充てることができる有価証券の種類) 以下この条及び第三十七条第一項第三号において同じ。) されるものにあっては、 を含む。以下同じ。) 法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものと による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの 次に掲げるものとする。 (略) 国債証券の額の金額(その権利の帰属が社債等の振替に関する 国債証券(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定 (略) (略) (略) 法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券 (略) 振替口座簿に記載又は記録された金額

5 第四十一条の二 法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定め 六・七 る場合は、次に掲げる場合とする。 株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。 とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、 第二百三十五条第一項、 第百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、 条第一項の主要株主となった者の保有する議決権について準用する — 〈 四 (公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等) (第二号に係る部分に限る。 この場合において、 入者保護信託である場合 令第二条第五項の規定は、 社債、株式等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加 (略) (略) 令第二条第五項中「第百四十七条第一項又は 第二百三十九条第一項及び第二百七十六条 第一 )において準用する場合を含む。 項第三号の場合において法第十七 第四十一条の二 法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定め (新設) 六・七 — 〈 四 る場合は、次に掲げる場合とする。 (公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等) 護信託である場合 社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保 (略) (略)

第三条 2 . 3 する。 いてこれらの規定に規定する法人等が所有する議決権について準用 (親法人等又は関連法人等) 令第二条第六項の規定は、 (略) (略) 改 第一項各号及び第二項各号の場合にお 正 案 第三条 2 . (新設) (親法人等又は関連法人等) (略) (略) 現 行

担保付社債信託法施行規則(平成十九年内閣府令第四十八号)(第二十一条関係)

金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)(第二十二条関係)

— 四 (略)

第三十条 法第三十一条の二第九項の規定により有価証券を営業保証 金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる

有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

は記録により定まるものとされるものにあっては、 記載又は記録された金額。 前条第一号に掲げる有価証券 株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又 以下この条において同じ。 額面金額(その権利の帰属が社 振替口座簿に

\_ 了 四 (略)

2 . (略)

議決権の保有の判定)

第三十五条 条第一項において同じ。) の名義によって保有する議決権及び次に に当たって、保有する議決権には、 令第十五条の十六第五項に規定する議決権の保有の判定 他人 (仮設人を含む。 第二百三

一・二 (略)

という。)に係る議決権を含むものとする。

掲げる場合における株式又は出資(以下この条において「株式等」

四十八条第一項 (これらの規定を同法第二百二十八条第 株式等の振替に関する法律第百四十七条第 項又は第百 項

一百三十五条第一項、

第二百三十九条第一項及び第二百七十六条

( 営業保証金に充てることができる有価証券の価額

\_ 四

(略

( 営業保証金に充てることができる有価証券の価額

第三十条 金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる 有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 法第三十一条の二第九項の規定により有価証券を営業保証

は記録された金額の により定まるものとされるものにあっては、 債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録 前条第一号に掲げる有価証券 以下この条において同じ。 額面金額(その権利の帰属が社 振替口座簿に記載又

<u>-</u> 了 四 (略)

2 . 3 (略)

議決権の保有の判定)

第三十五条 条第一項において同じ。) の名義によって保有する議決権及び次に という。)に係る議決権を含むものとする。 掲げる場合における株式又は出資(以下この条において「株式等. に当たって、保有する議決権には、 令第十五条の十六第五項に規定する議決権の保有の判定 他人 (仮設人を含む。

·二 (略)

(新設)

条の十六第一項第四号の特定個・ の規定によりその保有する株式等 (この項の規定により令第十五 のとされる議決権に係る株式等を含む。) を発行者に対抗するこ とができない場合 (第二号に係る部分に限る。 において準用する場合を含む。 人株主が保有する議決権に含むも

(略)

2

( 短期社債等に準ずる有価証券)

第四十一条 令第十五条の十七第三項に規定する内閣府令で定めるも

次に掲げるものとする。

件のすべてに該当するもの 外債をいう。以下この号において同じ。)のうち、次に掲げる要 いて準用する同法第六十六条 (第一号を除く。) に規定する振替 振替外債 ( 社債、株式等の振替に関する法律第百二十七条にお

イーニ (略)

(略)

(受渡有価証券記番号帳)

第百六十五条 第百五十七条第一項第十号の受渡有価証券記番号帳に が特定できない外国有価証券、 げる証券又は証書をいい、第百五十七条第一項第十一号の保護預り 有価証券明細簿に記載したもの、 一切の受渡有価証券 ( 受渡しを行った法第二条第一項各号に掲 登録国債及び社債、 受渡し時点において記号又は番号 株式等の振替に

2 (略)

(短期社債等に準ずる有価証券)

第四十一条 のは、次に掲げるものとする。 いう。以下この号において同じ。)のうち、次に掲げる要件のす 用する同法第六十六条(第一号を除く。)に規定する振替外債を 振替外債(社債等の振替に関する法律第百二十七条において準 令第十五条の十七第三項に規定する内閣府令で定めるも

(略)

べてに該当するもの

二 (略)

(受渡有価証券記番号帳)

第百六十五条 第百五十七条第一項第十号の受渡有価証券記番号帳に げる証券又は証書をいい、第百五十七条第一項第十一号の保護預り は、一切の受渡有価証券 ( 受渡しを行った法第二条第一項各号に掲 が特定できない外国有価証券、 有価証券明細簿に記載したもの、 登録国債、 受渡し時点において記号又は番号 社債等の振替に関する法

関する法律 (平成十三年法律第七十五号) 社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものを除く。) 第二条第一項に規定する

について次に掲げる事項を記載しなければならない。

\_ 六 (略)

2 (略)

( 保護預り有価証券明細簿)

第百六十六条

(略)

しなければならない 前項の保護預り有価証券明細簿は、

-- (略)

(削る)

 $\equiv$ (略)

(控除すべき固定資産等)

第百七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の 内閣府令で定めるものは、 貸借対照表の科目その他のもので次に掲

|〜三 (略)

げるものとする。

保有する有価証券(信託財産をもって保有する有価証券を含む ) のうち、次に掲げるもの (第一号に掲げるものを除く。)

> 振替に関する法律 (昭和五十九年法律第三十号) の規定により同法 律第百二十九条第一項に規定する振替社債等及び株券等の保管及び

第二条第二項に規定する保管振替機関に預託したものを除く。) に ついて次に掲げる事項を記載しなければならない。

\_ 六 (略)

2 (略)

(保護預り有価証券明細簿)

第百六十六条 (略)

次に掲げるところにより作成

2 前項の保護預り有価証券明細簿は、 次に掲げるところにより作成

一・二 (略) しなければならない。 保管方法には、 株券等の保管及び振替に関する法律の規定に基

四 (略)

づき保管している場合は、

その旨を表示すること。

( 控除すべき固定資産等)

第百七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の げるものとする。 内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲

| 〜 三 (略)

保有する有価証券 (信託財産をもって保有する有価証券を含む ) のうち、次に掲げるもの (第一号に掲げるものを除く。)

2 8 五 口 · 八 1 項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。 社への資金提供を目的とした保有でないことが明らかなものを おいて同じ。)、引受けにより取得したもので保有期間が六月 五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同 係るもの並びにコマーシャル・ペーパー(法第二条第一項第十 を超えないもの並びに売買の状況にかかわらず意図的に関係会 の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債に 式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債 (略) 保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債及び資産 関係会社が発行した有価証券(連結会社が発行した社債 (略) (略) ロに 2 { 8 五 口 . 八 1 資金提供を目的とした保有でないことが明らかなものを除く。 ないもの並びに売買の状況にかかわらず意図的に関係会社への 同じ。)、引受けにより取得したもので保有期間が六月を超え 五号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。 口において 掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十 の並びにコマーシャル・ペーパー(法第二条第一項第十五号に 化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債に係るも 業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債及び資産の流動 振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債、 (略) 関係会社が発行した有価証券 (連結会社が発行した社債等の (略) (略) 保険

金融商品取引所等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十四号)(第二十三条関係)

改正案	現行
(取引証拠金等の代用有価証券等)	(取引証拠金等の代用有価証券等)
第六十八条 (略)	第六十八条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 取次者、会員等、清算受託者又は清算会員等 (以下この項におい	3 取次者、会員等、清算受託者又は清算会員等 (以下この項におい
て「取次者等」という。) は、法第百十九条第一項の取引証拠金、	て「取次者等」という。) は、法第百十九条第一項の取引証拠金、
同条第二項の取次証拠金又は同条第三項の委託証拠金の全部又は一	同条第二項の取次証拠金又は同条第三項の委託証拠金の全部又は一
部が同条第五項の規定により社債、株式等の振替に関する法律 (平	部が同条第五項の規定により振替社債等(社債等の振替に関する法
成十三年法律第七十五号)第二条第一項に規定する社債等で同条第	律(平成十三年法律第七十五号)第百二十九条第一項に規定する振
二項に規定する振替機関が取り扱うもの (以下この項において「振	替社債等をいう。以下この項において同じ。) をもって代用される
替社債等」という。)をもって代用される場合であって、当該取次	場合であって、当該取次者等の口座における保有欄(同法第六十九
者等の口座における保有欄(同法第六十九条第二項第一号イ(同法	条第二項第一号イ ( 同法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第
第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、	百十八条、第百二十条から第百二十二条まで及び第百二十四条にお
第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条にお	いて準用する場合を含む。) に規定する保有欄をいう。) に当該振
いて準用する場合を含む。) に規定する保有欄をいう。) に当該振	替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該取次者等の取引
替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該取次者等の取引	のための欄と区分しなければならない。
のための欄と区分しなければならない。	

有価証券の取
引等の規制に関する内閣府令
<u></u>
平成十九年内閣府令第五十九号)(
第
二十四条関係)

	において公開買付け等に係る上提
(新設)	4   令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合
2 · 3 (略)	2・3 (略)
第六十三条 (略)	第六十三条 (略)
(公開買付け等に係る規制の適用除外)	(公開買付け等に係る規制の適用除外)
	議決権について準用する。
	において上場会社等又は第二項第一号に掲げる他の会社が保有する
(新設)	4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
第五十九条 (略)	第五十九条 (略)
(重要事実に係る規制の適用除外)	(重要事実に係る規制の適用除外)
	譲決権について準用する。
(新設)	4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
第三十条 (略)	第三十条 (略)
(報告書の提出を要しない場合)	(報告書の提出を要しない場合)
現	改正案

権について準用する。
行者である会社又は第二項第一号に掲げる他の会社が保有する議決

- 51 -

# 公認会計士法施行規則 ( 平成十九年内閣府令第八十一号 ) ( 第二十五条関係 )

るものを含む。次条において同じ。)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされー 国債証券 (その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律	。    る有価証券は、次に掲げるもの(外貨建てのものを除く。)とする第七十五条 法第三十四条の三十三第九項に規定する内閣府令で定め(供託金に代わる有価証券の種類等)	(供託金の追加供託の起算日) (供託金の追加供託の起算日) (供託金の追加供託の起算日) (供託金の追加供託の起算日) (共託金の追加供託の起算日)	改正案
を含む。次条において同じ。 )による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの一 国債証券 (その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定	。	(供託金の追加供託の起算日) 第十五条第四項の通知を受けた日 (供託金の追加供託の起算日) 第十五条第四項の通知を受けた日 (供託金の追加供託の起算日)	現

2 . 第七十六条 法第三十四条の三十三第九項の規定により有価証券を供 <u>一</u> 了 四 る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 託金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げ \_ 了 四 (供託金に代わる有価証券の価額 関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まる ものとされるものにあっては、 金額。以下この条において同じ。 国債証券額面金額(その権利の帰属が社債、 (略) (略) (略) 振替口座簿に記載又は記録された 株式等の振替に 第七十六条 法第三十四条の三十三第九項の規定により有価証券を供 2 . <u>-</u> 了 四 託金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げ <u>-</u> 了 四 る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (供託金に代わる有価証券の価額) 以下この条において同じ。 されるものにあっては、振替口座簿に記載又は記録された金額 法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものと 国債証券額面金額(その権利の帰属が社債等の振替に関する (略) (略) (略)

# 株券等の保管及び振替に関する法律施行規則を廃止する等の命令案新旧対照条文目次

金融商品取引業者営業保証金規則(平成十八年内閣府令第二号)(第十三条関係)	保険仲立人保証金規則(平成八年大蔵省令第三号)(第五条関係)
---------------------------------------	--------------------------------

社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令(平成十九年 内閣府令第十一号)(第十五条関係) ------有限責任監査法人供託金規則(平成十九年 大駱省令第八号)(第十四条関係) -----22 23

## 前払式証票発行保証金規則(平成二年大蔵省令第一号)(第二条関係)

																		1
ならない。	記載した様式第一による承認申請書を金融庁長官に提出しなければ	称、枚数、総額面等 (振替国債については、その銘柄、金額等) を	ようとする供託金の額又は取戻しをしようとする供託有価証券の名	同じ。)の承認を受けようとするときは、その事由及び取戻しをし	っては当該財務局長又は福岡財務支局長。以下第四条までにおいて	官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあ	条第一項の規定により法第十三条第三項から第五項までの金融庁長	下「令」という。)第十条第一項の規定により金融庁長官(第二十	証票の規制等に関する法律施行令 (平成二年政令第百九十三号。以	含む。以下同じ。)を含む。以下同じ。)を供託した者が、前払式	録により定まるものとされる国債(以下「振替国債」という。)を	平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記	る有価証券 ( その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律 (	により発行保証金 ( 同条第七項の規定により供託した同項に規定す	。以下「法」という。)第十三条第一項、第四項又は第五項の規定	第一条 前払式証票の規制等に関する法律 (平成元年法律第九十二号	(発行保証金の取戻し)	改 正 案
ίĵ	た様式第一による承認申請書を金融庁長官に提出しなければならな	数、総額面等 (振替国債については、その銘柄、金額等) を記載し	する供託金の額又は取戻しをしようとする供託有価証券の名称、枚	)の承認を受けようとするときは、その事由及び取戻しをしようと	当該財務局長又は福岡財務支局長。以下第四条までにおいて同じ。	限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあっては	項の規定により法第十三条第三項から第五項までの金融庁長官の権	」という。)第十条第一項の規定により金融庁長官(第二十条第一	規制等に関する法律施行令(平成二年政令第百九十三号。以下「令	以下同じ。)を含む。以下同じ。)を供託した者が、前払式証票の	り定まるものとされる国債(以下「振替国債」という。)を含む。	三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録によ	る有価証券 ( その権利の帰属が社債等の振替に関する法律 ( 平成十	により発行保証金(同条第七項の規定により供託した同項に規定す	。以下「法」という。)第十三条第一項、第四項又は第五項の規定	第一条 前払式証票の規制等に関する法律 (平成元年法律第九十二号	(発行保証金の取戻し)	現行

2・3 (略)

外国保険会社等供託金規則(平成八年法務省令第一号)(第三条関係)

免許特定法人供託金規則(平成八年法務省令第二号)(第四条関係)

2~5 (略)	2~5 (略)
を金融庁長官に提出しなければならない。	申立書を金融庁長官に提出しなければならない。
る。以下同じ。) を記載した別紙様式第三号により作成した申立書	等とする。以下同じ。) を記載した別紙様式第三号により作成した
称、枚数、総額面等 (振替国債については、その銘柄、金額等とす	)の名称、枚数、総額面等(振替国債については、その銘柄、金額
れる国債(以下「振替国債」という。) を含む。以下同じ。) の名	のとされる国債(以下「振替国債」という。)を含む。以下同じ。
号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとさ	七十五号) の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるも
権利の帰属が社債等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五	権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第
をしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券 (その	をしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券 (その
による取戻しの申立てをしようとするときは、その事由及び取戻し	による取戻しの申立てをしようとするときは、その事由及び取戻し
一項において「供託者」という。)は、令第三十四条第一項の規定	一項において「供託者」という。)は、令第三十四条第一項の規定
れる免許特定法人を含む。次条第一項及び第二項並びに第十四条第	れる免許特定法人を含む。次条第一項及び第二項並びに第十四条第
場合においては、同項の規定により供託金を供託したものとみなさ	場合においては、同項の規定により供託金を供託したものとみなさ
定により供託金を供託した者 (第十六条第三項の規定の適用がある	定により供託金を供託した者(第十六条第三項の規定の適用がある
第十二条 法第二百二十三条第一項、第二項、第四項又は第九項の規	第十二条 法第二百二十三条第一項、第二項、第四項又は第九項の規
(供託金の取戻し)	(供託金の取戻し)
現	改正案

保険仲立人保証金規則(平成八年法務省令第三号)(第五条関係)

2~7 (略)	2~7 (略)
	•
面を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。	なる書面を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない
する書面及び法第二百九十一条第十一項の指定に関し参考となる書	とを証する書面及び法第二百九十一条第十一項の指定に関し参考と
号により作成した承認申請書に取戻しをすることができることを証	式第三号により作成した承認申請書に取戻しをすることができるこ
、その銘柄、金額等とする。以下同じ。)を記載した別紙様式第三	いては、その銘柄、金額等とする。以下同じ。) を記載した別紙様
含む。以下同じ。) の名称、枚数、総額面等 (振替国債については	。) を含む。以下同じ。) の名称、枚数、総額面等 (振替国債につ
録により定まるものとされる国債(以下「振替国債」という。)を	又は記録により定まるものとされる国債 (以下「振替国債」という
平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記	
うとする有価証券(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律 (	うとする有価証券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する
取戻しの事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしよ	取戻しの事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしよ
条第十項の規定により金融庁長官の承認を受けようとするときは、	条第十項の規定により金融庁長官の承認を受けようとするときは、
託者」という。) は、当該保証金の取戻しについて法第二百九十一	託者」という。)は、当該保証金の取戻しについて法第二百九十一
仲立人を含む。次条第一項から第三項まで及び第六項において「供	仲立人を含む。次条第一項から第三項まで及び第六項において「供
っては、同項の規定により保証金を供託したものとみなされる保険	っては、同項の規定により保証金を供託したものとみなされる保険
保証金を供託した者(第十五条第三項の規定の適用がある場合にあ	保証金を供託した者(第十五条第三項の規定の適用がある場合にあ
第十二条 法第二百九十一条第一項、第四項又は第八項の規定により	第十二条   法第二百九十一条第一項、第四項又は第八項の規定により
(保証金の取戻し)	(保証金の取戻し)
現	改正案

一般振替機関の監督に関する命令(平成十四年 大駱省令第一号)(第六条関係)

イ 一般振替機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に	イ 一般振替機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に
一 次に掲げる電磁的方法のうち、一般振替機関が使用するもの	次に掲げる電磁的方法のうち、一般振替機関が使用するもの
なければならない。	なければならない。
として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得	として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得
入者に対し、当該一般振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容	入者に対し、当該一般振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容
的方法による通知を発出しようとするときは、あらかじめ、その加	的方法による通知を発出しようとするときは、あらかじめ、その加
第二十四条 一般振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁	第二十四条 一般振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁
(電磁的方法による招集通知の発出)	(電磁的方法による招集通知の発出)
いう。	
十九 振替社債等 法第百二十九条第一項に規定する振替社債等を	(削除)
二子十八 (略)	二~十八 (略)
のものをいう。	のうち同項第二号に掲げるもの以外のものをいう。
二条第一項に規定する社債等のうち同項第二号に掲げるもの以外	七十五号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する社債等
社債等 社債等の振替に関する法律 (以下「法」という。) 第	一 社債等 社債、株式等の振替に関する法律 (平成十三年法律第
号に定めるところによる。	号に定めるところによる。
第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各	第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各
(定義)	(定義)
現	改正案

第二十九条 2 { 4 第二十六条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法 2 4 録する欄とする。ただし、別に棄権の欄を提供することを妨げない 第三百二条第三項及び第四項並びに第三百十二条第一項に規定する 下「議決権行使記録」という。) に加入者が議案に対する賛否を記 主務省令で定める事項は、議決権を行使するための電磁的記録 二 (略) (電磁的方法による議決権の行使) ( 電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 八 閲覧に供し、 する方法 該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録 係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、 ファイルに当該情報を記録する方法 に記録された情報の内容を電気通信回線を通じてその加入者の (略) (略) (略) 般振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル (略) 当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられた **(以** 当 第二十六条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法 第二十九条 2 { 4 2 { 4 第三百二条第三項に規定する主務省令で定める事項は、議決権を行 欄を提供することを妨げない。 使するための電磁的記録 (以下「議決権行使記録」という。) に加 入者が議案に対する賛否を記録する欄とする。 ただし、別に棄権の (電磁的方法による議決権の行使) (電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)  $\Box$ (新設) 信され、 (略) を使用する方法であって、 係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織 イルに当該情報が記録されるもの (略) (略) (略) (略) 当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファ 当該電気通信回線を通じて情報が送

( 電磁的記録による議事録の作成

第一項第一号八に掲げる情報を記録したものとし、電子署名をする三十一条第一項の規定による議事録の作成については、第二十四条第三十一条 法第三十九条において読み替えて準用する会社法第七百

2 (略)

ことができる措置をとらなければならない。

(振替業の結了の通知)

は、当該旧一般振替機関等の振替口座簿の抄本を添付するものとす。発行者に通知しなければならない。この場合において、当該通知にを結了したときは、遅滞なく、その旨を当該振替業に係る社債等の第三十四条。旧一般振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業(第

(振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付等の請求)

加入者又は法第二百七十七条に規定する利害関係を有す

第三十六条

ಶ್ಶ

所並びに請求の目的その他の当該請求に必要な情報を当該一般振替、次に掲げる方法のいずれかにより、請求者の氏名又は名称及び住る者は、一般振替機関に対して同条の規定による請求をするときは

機関に提供しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号に掲げる方法

二 書面を提出する方法

(電磁的記録による議事録の作成)

ることができる措置をとらなければならない。 第一項第一号口に規定する情報を記録したものとし、電子署名をす三十一条第一項の規定による議事録の作成については、第二十四条第三十一条 法第三十九条において読み替えて準用する会社法第七百

(略)

2

(振替業の結了の通知)

般振替機関等の振替口座簿の抄本を添付するものとする。しなければならない。この場合において、当該通知には、当該旧一を結了したときは、遅滞なく、その旨を振替社債等の発行者に通知第三十四条(旧一般振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業

機関に提出しなければならない。

(振替口座簿の記載又は記録事項を記載した申請書を当該一般振替の提供を開来するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該一般振替の提供を一般振替機関に対し、同条に規定する書面の交付又は情報の提供を可る。)は、同条の規定により、同条の規定により、同条の規定により、「根替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付等の請求)

| 申請者の氏名又は名称及び住所

二請求の目的

2 2 第三十六条の二 法第二百七十七条に規定する主務省令で定める方法 2 第三十七条 一般振替機関は、次の各号のいずれかに該当することと 四个六 出なければならない。 なったときは、遅滞なく、 ţ Ξ にする資料を提出しなければならない。 よる請求をするときは、 (届出事項) ( 電磁的方法による情報の提供 ਣ੍ਹੇ よる場合を除く。 き(当該変更が一般振替機関の取締役又は執行役の氏名の変更に 法第二百七十七条に規定する利害関係を有する者が同条の規定に (略) (略) 第二条第三項第八号に掲げる書面の記載事項に変更があったと 第二十四条第一項第一号に掲げる方法とする。 第二条第三項第六号に掲げる書面の記載事項に変更があったと 附 (略) 則 (略) 当該請求において、 その旨を金融庁長官及び法務大臣に届け 当該利害関係を明らか 2 第三十六条の二 法第百二 第三十七条 一般振替機関は、 2 2 四~六  $\equiv$ 出なければならない。 なったときは、遅滞なく、 には、当該利害関係を明らかにする書面を添付しなければならない (届出事項) (電磁的方法による情報の提供 ಕ್ತ 第二十四条第一項第一号に掲げる方法とする。 前項第一号の申請者が利害関係者である場合には よる場合を除く。 き(当該変更が一般振替機関の取締役又は執行役の氏名の変更に (略) (略) 第二条第三項第七号に掲げる書面の記載事項に変更があったと 第二条第三項第五号に掲げる書面の記載事項に変更があったと 附 (略) 則 (略) 一十八条に規定する主務省令で定める方法は その旨を金融庁長官及び法務大臣に届け 次の各号のいずれかに該当することと 同項の申請書

#### 振替受入簿の保存)

第 する特例社債、法附則第二十七条第一項に規定する特例地方債、 解約請求権又は償還額若しくは解約額の支払請求権) 附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権、 託受益権、 附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債の償還請求権又は償 法附則第四十一条第 附則第二十八条第一項に規定する特例投資法人債、法附則第三十条 て消滅する日の後一年間保存するものとする 十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権及び法附則第四十条第 還額の支払請求権(法附則第三十二条第一項に規定する特例投資信 る特例特別法人債、 項に規定する特例特定目的信託受益権にあっては、 又は記録された法附則第十条及び法附則第二十九条第一項に規定 法附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権、 項に規定する特例特定社債、 法附則第十一条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され 法附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権 法附則第三十六条第一項に規定する特例外債、 項に規定する特例新株予約権付社債並びに法 法附則第三十一条第一項に規定す が時効によっ 償還請求権 法附則第三 法 第

## 別表第二 (第三十七条第二項関係)

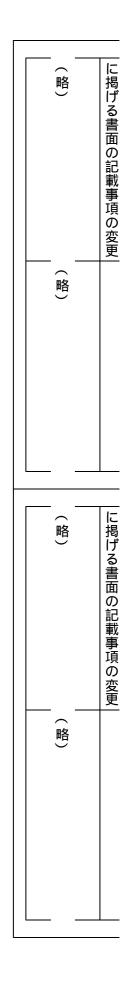
第二条第	(略)	届
三項第		出
六号又		事
は第八		項
号		
(略)	(略)	添
		付
		書
		類

#### 振替受入簿の保存)

する特例社債、法附則第二十七条第一項に規定する特例地方債、 年間保存するものとする。 特定目的信託受益権にあっては、 第一項に規定する特例特定社債、 附則第二十八条第一項に規定する特例投資法人債、法附則第三十条 額若しくは解約額の支払請求権) る特例貸付信託受益権及び法附則第三十五条第一項に規定する特例 債の償還請求権又は償還額の支払請求権 ( 法附則第三十二条第一項 る特例特別法人債並びに法附則第三十六条第一項に規定する特例外 に規定する特例投資信託受益権、 条 又は記録された法附則第十条及び法附則第二十九条第一項に規定 法附則第十一条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され が時効によって消滅する日の後 償還請求権、 法附則第三十四条第一項に規定す 法附則第三十一条第一項に規定す 解約請求権又は償還

### 別表第二 ( 第三十七条第二項関係

第二条第三項第五号	(略)	届出事
又は第七号		項
_		
(略)	(略)	添
(略)	(略)	添付
(略)	(略)	
(略)	(略)	付



般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令(平成十六年内閣府

2 (略) 2 (	用する方法とする。	条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使   規定
(略)		定する自動公衆送信装置をいう。) を使用する方法とする。

信託会社等営業保証金規則(平成十六年大閤府令第二号)(第八条関係)

2~4 (略)	払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。	同じ。)を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物	まるものとされる国債(以下「振替国債」という。)を含む。以下	法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定	(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律 (平成十三年	第十二条(金融庁長官等は、令第十一条第七項の規定により有価証券	(有価証券の換価)	改正案
2~4 (略)	求書二通を供託所に提出しなければならない。	)を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請	のとされる国債(以下「振替国債」という。) を含む。以下同じ。	七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるも	(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律 (平成十三年法律第	第十二条 金融庁長官等は、令第十一条第七項の規定により有価証券	(有価証券の換価)	現

信託兼営金融機関営業保証金規則(平成十六年内閣府令第四号)(第九条関係)

改 正 案 現 行	(有価証券の換価)  (有価証券の換価)  (有価証券の換価)  (有価証券の換価)  (有価証券の換価)  (有価証券の換価)  (有価証券の換価)  (有価証券の換価)  (有価証券の換価)  (有価証券の換価)	2~4 (略)  (有価証券の換価)  (有価証券の換価)  (有価証券の換価)	
	案         現	<b>2</b> 45	

保険会社等営業保証金規則(平成十六年 内閣府令第五号)(第十条関係)

2~4 (略)	物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。	下同じ。)を換価するためその還付を受けようとするときは、供託	定まるものとされる国債(以下「振替国債」という。)を含む。以	年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により		第十二条 金融庁長官は、令第十三条の四第七項の規定により有価証	(有価証券の換価)	改正案
2~4 (略)	請求書二通を供託所に提出しなければならない。	。)を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡	ものとされる国債(以下「振替国債」という。)を含む。以下同じ	第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まる	券(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律 (平成十三年法律	第十二条 金融庁長官は、令第十三条の四第七項の規定により有価証	(有価証券の換価)	現

内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 ( 平成十七

年, 大人 ( 第十一条関係 ) ( 第十一条関係 )

( 附る) ( 附る)	三 (第 八 条 関 (	「(略) (略) 改正案
(略) 第三十九条の二において準用する場合を含む。   法律	(第八条関係) 第一条 関係 第一条	(略)

			ж <sub>1</sub>		別表第四	
			(削る)	略)	界四 (第十)	
			(削る)	(略)	(第十条関係)	
	法律	び振替に関する	株券等の保管及	(略)	別表第四(第十条関係)	
含む。)	九及び第三十九条の十において準用する場合を	三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の	第三十六条 (第三十九条、第三十九条の二、第	(略)	関係)	
	する場合を	二十九条の	条の二、第			

少額短期保険業者供託金規則(平成十八年 内閣府令第一号)(第十二条関係)

(供託金の取戻し)  (の適用が の規定により供託金を供託した者(第十六条第三項の規定の適用がの適用が の規定により供託金を供託した者(第十六条第三項の規定による取戻しる取戻し おる はる 振替 口座 簿の記載 又は記録により定まるものとされる 国債(以る れる 国体 という。)を含む。以下同じ。)の名称、枚数、総 で 「 振替国債」という。)を含む。以下同じ。)の名称、枚数、総 で 「 振替国債」という。)を含む。以下同じ。)の名称、枚数、総 額面等( 振替国債」という。)を含む。以下同じ。)の名称、枚数、総 額面等( 振替国債」という。)を含む。以下同じ。)の名称、枚数、総 で が が が が が が が が が が が が が が が が が が	(供託金の取戻し)  (供託金の取戻し)  (供託金の取戻し)  (供託金の取戻し)  (供託金の取戻し)  (供託金の取戻したり、一点では、その・の規定により供託金を供託した者(第十六条第三項の規定による取戻しの申立てをしようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券(その権利の帰属がる金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券(その権利の帰属が利力による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国規定による振替口座簿の記載又は記録により作成した申立書を金融表、総額面等(振替国債については、その銘柄、金額等とする。以下同じ。)を記載した別紙様式第三号により作成した申立書を金融方長官に提出しなければならない。
現行	改正案

金融商品取引業者営業保証金規則(平成十九年 内閣府令第三号)(第十三条関係)

2~4 (略)	供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。	。 以下同じ。 )を換価するためその還付を受けようとするときは、	より定まるものとされる国債 (以下「振替国債」という。) を含む	十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録に	価証券 ( その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律 ( 平成	第十二条 管轄財務局長は、令第十五条の十四第七項の規定により有	(有価証券の換価)	改正案
2~4 (略)	払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。	同じ。)を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物	まるものとされる国債(以下「振替国債」という。)を含む。以下	法律第七十五号) の規定による振替口座簿の記載又は記録により定	価証券 ( その権利の帰属が社債等の振替に関する法律 ( 平成十三年	第十二条   管轄財務局長は、令第十五条の十四第七項の規定により有	(有価証券の換価)	現

有限責任監査法人供託金規則(平成十九年大務省令第八号)(第十四条関係)

2~6 (略)	2~6 (略)
れを金融庁長官に提出しなければならない。	て、これを金融庁長官に提出しなければならない。
書面及び同条第十一項の指定に関し参考となる書面を添付して、こ	証する書面及び同条第十一項の指定に関し参考となる書面を添付し
- より作成した承認申請書に取戻しをすることができることを証する	三号により作成した承認申請書に取戻しをすることができることを
の銘柄、金額等とする。以下同じ。)を記載した別紙様式第三号に	は、その銘柄、金額等とする。以下同じ。) を記載した別紙様式第
。 以下同じ。 ) の名称、枚数、総額面等 (振替国債については、そ	を含む。以下同じ。)の名称、枚数、総額面等(振替国債について
より定まるものとされる国債(以下「振替国債」という。)を含む	記録により定まるものとされる国債(以下「振替国債」という。)
十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録に	(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は
する有価証券(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律(平成	する有価証券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律
しの事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようと	しの事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようと
十項の規定により金融庁長官の承認を受けようとするときは、取戻	十項の規定により金融庁長官の承認を受けようとするときは、取戻
いう。)は、当該供託金の取戻しについて法第三十四条の三十三第	いう。) は、当該供託金の取戻しについて法第三十四条の三十三第
なされる登録有限責任監査法人を含む。次条において「供託者」と	なされる登録有限責任監査法人を含む。次条において「供託者」と
ある場合においては、同項の規定により供託金を供託したものとみ	ある場合においては、同項の規定により供託金を供託したものとみ
の規定により供託金を供託した者 (第十五条第三項の規定の適用が	の規定により供託金を供託した者(第十五条第三項の規定の適用が
第十二条 法第三十四条の三十三第一項、第二項、第四項又は第八項	第十二条 法第三十四条の三十三第一項、第二項、第四項又は第八項
(供託金の取戻し)	(供託金の取戻し)
現	改正案

社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令(平成十九年内閣府令第十一号)(第十五条関係)

														A-A-					$\neg$
附則第二条第一項及び第二項中「及び第三十六条第二項」を「、第一	(中略)	二・三(略)	社 同項に規定する外国人等	八)放送法第五十二条の三十二第一項に規定する認定放送持株会	第五十二条の八第一項に規定する外国人等	五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する同法	ロ 放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者 同法第	同項に規定する外国人等	一項に規定する一般放送事業者(口に掲げるものを除く。)	イ 放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)第五十二条の八第	入者が当該イから八までに定める者であるときは、その旨	発行者が次のイから八までに掲げる者である場合において、加	、次に掲げる事項とする。	第二十条 法第百五十一条第一項に規定する主務省令で定める事項は	(総株主通知における通知事項)	(中略)	第十条の次に次の五章及び章名を加える。	改正案	
附則第二条第一項及び第二項並びに第三条中「及び第三十六条第二	(中略)	二・三(略)						の旨	て適用する場合を含む。)に規定する外国人等であるときは、そ	者が同項(同法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替え	の八第一項に規定する一般放送事業者である場合において、加入	発行者が放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)第五十二条	、次に掲げる事項とする。	第二十条 法第百五十一条第一項に規定する主務省令で定める事項は	(総株主通知における通知事項)	(中略)	第十条の次に次の五章及び章名を加える。	現	

第二項及び第四十二条第三項」に改め、「出力装置の」を削る。	第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条	附則第三条中「及び第三十六条第二項」を「、第三十六条第二項、	二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項」に改める。	三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第   項」を「、第三十六条
		వ <u>ి</u>	、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項」に改め	項」を「、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項

# 特別振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令案新旧対照条文目次

(平成十七年法務省令第二号)(第六条関係)	内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令	特別振替機関の監督に関する命令及び口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令(平成十六年法務省令第二号)(第五条関係)1 内閣府	加入者保護信託に関する命令(平成十四年法務省令第四号)(第四条関係)1 内閣府	国債の振替に関する命令(平成十四年法務省令第三号)(第三条関係)	口座管理機関に関する命令(平成十四年法務省令第二号)(第二条関係)	財務省 特別振替機関の監督に関する命令(平成十四年法務省令第一号)(第一条関係)
-----------------------	---	---	---	----------------------------------	-----------------------------------	---

特別振替機関の監督に関する命令(平成十四年法務省令第一号)(第一条関係)内閣府

特別振替機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に	次に掲げる電磁的方法のうち、特別振替機関が使用するもの   ロータ	なければならない。	として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得 として	入者に対し、当該特別振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容 / 入者に	的方法による通知を発出しようとするときは、あらかじめ、その加   的方:	第二十五条(特別振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁 第二十五条	電磁的方法による招集通知の発出)	いつ。	(削除)	¬+八 (略)	をいう。	七十五号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する社債等   二氢	社債等 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第 / ユ	号に定めるところによる。 号に定	第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 第一条	(定義) (定義)	改 正 案	
特別振替機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に	次に掲げる電磁的方法のうち、特別振替機関が使用するもの	なければならない。	として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得	入者に対し、当該特別振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容	的方法による通知を発出しようとするときは、あらかじめ、その加	五条 特別振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁	電磁的方法による招集通知の発出)	7°	振替社債等 法第百二十九条第一項に規定する振替社債等を	十八 (略)		二条第一項に規定する社債等をいう。	社債等 社債等の振替に関する法律 (以下「法」という。) 第	号に定めるところによる。	この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各	莪)	現行	

第三十条 2 { 4 第二十七条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法 2 4 録する欄とする。ただし、別に棄権の欄を提供することを妨げない 第三百二条第三項及び第四項並びに第三百十二条第一項に規定する 下「議決権行使記録」という。) に加入者が議案に対する賛否を記 主務省令で定める事項は、議決権を行使するための電磁的記録 二 (略) (電磁的方法による議決権の行使) ( 電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 八 閲覧に供し、 する方法 該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録 係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、 ファイルに当該情報を記録する方法 に記録された情報の内容を電気通信回線を通じてその加入者の 特別振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル (略) (略) (略) (略) 当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられた **(以** 当 第二十七条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法 第三十条 2 { 4 2 { 4 使するための電磁的記録 (以下「議決権行使記録」という。) に加 第三百二条第三項に規定する主務省令で定める事項は、議決権を行 欄を提供することを妨げない。 入者が議案に対する賛否を記録する欄とする。 ただし、別に棄権の (電磁的方法による議決権の行使) (電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)  $\Box$ (新設) 信され、 (略) を使用する方法であって、 係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織 イルに当該情報が記録されるもの (略) (略) (略) (略 当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファ 当該電気通信回線を通じて情報が送

( 電磁的記録による議事録の作成

ことができる措置をとらなければならない。第一項第一号八に掲げる情報を記録したものとし、電子署名をする三十一条第一項の規定による議事録の作成については、第二十五条第三十二条 法第三十九条において読み替えて準用する会社法第七百

2 (略)

(振替業の結了の通知)

は、当該旧特別振替機関等の振替口座簿の抄本を添付するものとす。発行者に通知しなければならない。この場合において、当該通知にを結了したときは、遅滞なく、その旨を当該振替業に係る社債等の第三十五条。旧特別振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業

(振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付等の請求)

加入者又は法第二百七十七条に規定する利害関係を有す

第三十七条

ಶ್ಶ

所並びに請求の目的その他の当該請求に必要な情報を当該特別振替、次に掲げる方法のいずれかにより、請求者の氏名又は名称及び住る者は、特別振替機関に対して同条の規定による請求をするときは

| 第二十五条第一項第一号に掲げる方法

機関に提供しなければならない

二 書面を提出する方法

(電磁的記録による議事録の作成)

ることができる措置をとらなければならない。 第一項第一号口に規定する情報を記録したものとし、電子署名をす三十一条第一項の規定による議事録の作成については、第二十五条第三十二条 法第三十九条において読み替えて準用する会社法第七百

(略)

2

(振替業の結了の通知)

別振替機関等の振替口座簿の抄本を添付するものとする。しなければならない。この場合において、当該通知には、当該旧特を結了したときは、遅滞なく、その旨を振替社債等の発行者に通知第三十五条 旧特別振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業

二請求の目的

申請者の氏名又は名称及び住所

2 2 第三十七条の二 法第二百七十七条に規定する主務省令で定める方法 2 第三十八条 特別振替機関は、次の各号のいずれかに該当することと 四个六 なったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務 ţ Ξ 大臣に届け出なければならない。 にする資料を提出しなければならない。 よる請求をするときは、 ( 届出事項) ( 電磁的方法による情報の提供 ਣ੍ਹੇ よる場合を除く。)。 き(当該変更が特別振替機関の取締役又は執行役の氏名の変更に 法第二百七十七条に規定する利害関係を有する者が同条の規定に (略) (略) 第二条第三項第八号に掲げる書面の記載事項に変更があったと 第二十五条第一項第一号に掲げる方法とする。 第二条第三項第六号に掲げる書面の記載事項に変更があったと 附 (略) 則 (略) 当該請求において、 当該利害関係を明らか 2 第三十七条の二 法第百二十八条に規定する主務省令で定める方法は 第三十八条 特別振替機関は、次の各号のいずれかに該当することと 2 2 四~六 Ξ 大臣に届け出なければならない。 なったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務 には、当該利害関係を明らかにする書面を添付しなければならない (届出事項) (電磁的方法による情報の提供 ਣ੍ਹੇ 第二十五条第一項第一号に掲げる方法とする。 前項第一号の申請者が利害関係者である場合には よる場合を除く。)。 き(当該変更が特別振替機関の取締役又は執行役の氏名の変更に (略) (略) 第二条第三項第七号に掲げる書面の記載事項に変更があったと 第二条第三項第五号に掲げる書面の記載事項に変更があったと 附 (略) 則 (略) 同項の申請書

#### 振替受入簿の保存)

第 する特例社債、法附則第十九条に規定する特例国債、 は解約額の支払請求権) する特例投資信託受益権 規定する特例特定目的信託受益権、 する特例転換社債の償還請求権又は償還額の支払請求権(法附則第 する特例投資法人債、法附則第三十条第一項に規定する特例特定社 信託受益権にあっては、償還請求権、 貸付信託受益権及び法附則第四十条第一 三十二条第一項に規定する特例投資信託受益権、 定する特例新株予約権付社債並びに法附則第四十二条第 三十六条第一項に規定する特例外債、 七条第一項に規定する特例地方債、 又は記録された法附則第十条及び法附則第二十九条第一項に規定 項に規定する特例貸付信託受益権、 法附則第三十一条第一項に規定する特例特別法人債、 法附則第十一条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され が時効によって消滅する日の後 法附則第三十九条第一項に規定する特例 法附則第二十八条第一項に規定 法附則第三十七条第一項に規定 解約請求権又は償還額若しく 法附則第四十一条第 項に規定する特例特定目的 法附則第三十五条第 法附則第三十四条 法附則第二十 一年間保存 項に規定 法附則第 項に規 項に 第

#### 振替受入簿の保存)

権) Ιţ する特例社債、法附則第十九条に規定する特例国債、 附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権にあって 権 支払請求権 ( 法附則第三十二条第一項に規定する特例投資信託受益 則第三十六条第一項に規定する特例外債の償還請求権又は償還額の 債 する特例投資法人債、 七条第一項に規定する特例地方債、 条 又は記録された法附則第十条及び法附則第二十九条第一項に規定 が時効によって消滅する日の後一年間保存するものとする。 償還請求権、 法附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権及び法 法附則第三十一条第一項に規定する特例特別法人債並びに法附 法附則第十一条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され 解約請求権又は償還額若しくは解約額の支払請求 法附則第三十条第一項に規定する特例特定社 法附則第二十八条第一項に規定 法附則第二十

### 別表第二 ( 第三十八条第二項関係 )

するものとする

(略	
<u>"</u> )	届
	出
	事
	項
(	
略)	添
	付
	書
	類

### 別表第二 (第三十八条第二項関係)

(略)	届
	出
	事
	項
(略)	添
	付
	書
	類
	大只

(略)	に掲げる書面の記載事項の変更第二条第三項第六号又は第八号
(略)	(略)
(略)	に掲げる書面の記載事項の変更第二条第三項第五号又は第七号
(略)	(略)
	) (略) (略) (略) (中)

## 口座管理機関に関する命令(平成十四年法務省令第二号)(第二条関係)内座管理機関に関する命令(平成十四年法務省令第二号)(第二条関係)

て、口座管理機関に対して同条の規定による請求をするときは、次は、口座管理機関に対して同条の規定に提供しなければならない。  「次条第一項に掲げる方法 「場面を提出する方法 「場面を提出する方法 に提供しなければならない。 「は第二百七十七条に規定する利害関係を有する者が同条の規定に提供しなければならない。」 「お第二百七十七条に規定する利害関係を有する者が同条の規定による請求をするときは、次は、口座管理機関に対して同条の規定による請求をするときは、次は、口座管理機関に対して同条の規定による請求をするときは、次は、口座管理機関に対して同条の規定による請求をするときは、次は、口座管理機関に対して同条の規定による請求をするときは、次は、口座管理機関に対して同条の規定による請求をするときは、次	本の人間である場合を除く。)とする。 「以下「法」という。)第四十四条第一項(各号列記以外の記念。)及び第二項に規定する主務省令で定める者は、同条には、)及び第二項に規定する主務省令で定める者は、同条には、)ののでは、という。)第四十四条第一項(各号列記以外の記述を開設としての口座管理機関から除かれる者)	改 正 案
には、当該利害関係を明らかにする書面を添付しなければならない 一 申請者の氏名又は名称及び住所 一 申請者の氏名又は名称及び住所 「	第三条 社債等の振替に関する法律(以下「法」という。)第四十四第一条 社債等の振替に関する法律(以下「法」という。)第四十四第三条 加入者又は法第百二十八条に規定する者である場合を除く。)とする。( 上位機関としての口座管理機関から除かれる者)	現行

	2 (略)
	三 (略)
	ルに当該情報を記録する方法
11	に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ
覧	記録された情報の内容を電気通信回線を通じてその加入者の閲覧
に (新設)	口座管理機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに
該情報が記録されるもの	
、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当	
万用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され	入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方
加 る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使	る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該加
係   口座管理機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に係	口座管理機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に係
げる方法とする。	掲げる方法とする。
に 第四条 法第百二十八条に規定する主務省令で定める方法は、次に掲	第四条 法第二百七十七条に規定する主務省令で定める方法は、次に
(電磁的方法による情報の提供)	(電磁的方法による情報の提供)

### 国債の振替に関する命令(平成十四年法務省令第三号)(第三条関係)内閣府

2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
	情報を記録する方法とする。
備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。	、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該
て当該加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に	された情報の内容を電気通信回線を通じて当該加入者の閲覧に供し
備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じ	当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録
が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に	計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、
該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報	気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子
する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当	回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電
る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用	用に係る電子計算機と加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信
一一磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と加入者の使用に係	閣府令・法務省令・財務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使
十四条第二号に規定する内閣府令・法務省令・財務省令で定める電	三百六十二号。 以下「令」という。)第十四条第二号に規定する内
第四条   社債等の振替に関する法律施行令 (以下「令」という。) 第	第四条 社債、株式等の振替に関する法律施行令 (平成十四年政令第
(電磁的方法による提供)	(電磁的方法による提供)
をもつものとする。	は、それぞれ法の用語と同一の意味をもつものとする。
という。)の用語と同一の用語は、それぞれ法の用語と同一の意味	十三年法律第七十五号。以下「法」という。)の用語と同一の用語
第一条 この命令において、社債等の振替に関する法律 (以下「法」	第一条 この命令において、社債、株式等の振替に関する法律 (平成
(用語)	(用語)
現行	改正案

一般承継	めるものは	第五条 令等	害関係者)	(振替口庇
般承継人とする。	、当該口座を自己の	八十四条に規定する	•	薄の記載又は記録恵
	めるものは、当該口座を自己の口座とする加入者の相続人その他の	令第八十四条に規定する内閣府令・法務省令・財務省令で定		[座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利
	の相続人その他の	マ・財務省令で定		ることができる利
		(新設)		

# 加入者保護信託に関する命令(平成十四年法務省令第四号)(第四条関係)内閣府

改正案	現行
は、それぞれ法の用語と同一の意味をもつものとする。十三年法律第七十五号。以下「法」という。)の用語と同一の用語第一条 この命令において、社債、株式等の振替に関する法律(平成(用語)	をもつものとする。という。)の用語と同一の用語は、それぞれ法の用語と同一の意味第一条 この命令において、社債等の振替に関する法律(以下「法」(用語)
111	
一項の規定による更生計画認可の決定とする。の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第二百九十条第府令・法務省令・財務省令で定める事由は、金融機関等の更生手続三百六十二号。以下「令」という。)第四条第五号に規定する内閣主行条(社員)の規模に関する法律統行令(平成十四年政令第	第一項の規定による更生計画認可の決定とする。続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第二百九十条閣府令・法務省令・財務省令で定める事由は、金融機関等の更生手第九条(社債等の振替に関する法律旅行令第五条第五号に規定する内
(受益者への支払)	(受益者への支払)
当該加入者の上位機関である振替機関が締結した(法第五十一条第第十条 加入者は、法第六十条第一項の請求をしようとするときは、	当該加入者の上位機関である振替機関が締結した(法第五十一条第第十条 加入者は、法第六十条第一項の請求をしようとするときは、
二項の規定により加入者保護信託契約を締結したものとみなされる	二項の規定により加入者保護信託契約を締結したものとみなされる
	 場合を含む。) 加入者保護信託契約の受託者に対し、次に掲げる資
料のうち令第三条第三号の規定により受託者が請求の際に提出又は	料のうち社債等の振替に関する法律施行令第四条第三号の規定によ

2 · 3 (略)	~四 (略)	ばならない。	提示をすべき資料として公告をしたものを添えて、これをしなけれ
2・3 (略)	->四 (略)	ものを添えて、これをしなければならない。	り受託者が請求の際に提出又は提示をすべき資料として公告をした

特別振替機関の監督に関する命令及び口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令(平成十六年法務省令第二号)(第五条関係)内閣府

装置 ( 著作権法 ( 昭和四十五年法律第四十八号 ) 第二条第一項第九	接続された自動公衆送信装置 ( 著作権法 ( 昭和四十五年法律第四十
記録する方法であって、インターネットに接続された自動公衆送信	たファイルに当該情報を記録する方法であって、インターネットに
ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を	し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられ
じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受	内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供
に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通	の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の
記録されるもののうち、当該特定振替機関の使用に係る電子計算機	たファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該特定振替機関
ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が	れ、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられ
、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受	を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信さ
電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって	用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織
る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを	関をいう。)の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使
則第七条第一項前段に規定する特定振替機関をいう。) の使用に係	特定振替機関 ( 改正法附則第七条第一項前段に規定する特定振替機
務省令・財務省令で定める電磁的方法は、特定振替機関 ( 改正法附	に規定する内閣府令・法務省令・財務省令で定める電磁的方法は、
の整備に関する政令附則第三条及び第四条に規定する内閣府令・法	の整備に関する政令 (平成十六年政令第二百六十六号) 附則第三条
に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令	に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令
第二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替	第二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替
(電磁的方法による公示)	(電磁的方法による公示)
附則	附則
現	改正案

(略)	っ)を使用する方法とする。 すっ	(号) 第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をい   号
(略)	する。	号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。) を使用する方法と

内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令 (

平成十七年法務省令第二号)(第六条関係)中成十七年法務省令第二号)(第六条関係)

条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、「八条並びに附則第十条、第十九条、第二十七条第一項、第三十七条第一項、第二十七条第一の開発を含む。)及び附則第十一条(第四十一年)	、第三十五条第一項及び第三十六条第一項において一条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第二十八条第二項、第四十八条並びに附則第二項、第四十七年法律第八十六号)第七百三十一条第法(平成十七年法律第八十六号)第七百三十一条第場合を含む。)、第三十九条において準用する会社	七十五号)   五条第一項及び第三十六条第一項において適用する  十三年法律第 項、第三十二条第一項、第三十四条第一項、第三十一条第一の振替に関す   十九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第   別表第一(第三条関係)	改正案
条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十八条第一項、第二十七条第一項、第二十七条第一項、第二十七条第一項、第二十七条第一項、第四十一級(第四十一級)	、第三十五条第一項及び第三十六条第一項において一条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十八条第二項、第二十八条第二十九条第二項(第四十八条並びに附則第二十八条第一項、第二十八条第二十九条において準用する会社場合を含む。)、第三十九条において準用する会社	号)      五条第一項及び第三十六条第一項において適用する	現行

合を含む。)		場合を含む。)	
条第一項及び第三十六条第一項において適用する場		五条第一項及び第三十六条第一項において適用する	
、第三十二条第一項、第三十四条第一項、第三十五		項、第三十二条第一項、第三十四条第一項、第三十	
十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項		建   二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一	る法律
4   九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二	に関する法律	の振替に関す一十九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第一	の振
	社債等の振替	、株式等 第二百七十七条 (第四十八条並びに附則第十条、第	社債、
1条関係)	別表第三 (第七条関係)	別表第三(第七条関係)	別表第1
第二十一条 (第一号に係る部分に限る。)		第二十一条(第一号に係る部分に限る。)	
条第二項において準用する場合を含む。) 及び附則		条第二項において準用する場合を含む。)及び附則	
第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六		第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六	
条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、		条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、	
項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十		項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十	
条 ( 第一号に係る部分に限り、 附則第二十七条第二		律  条(第一号に係る部分に限り、附則第二十七条第二	る法律
第三項 ( 第一号に係る部分に限る。 ) 、 附則第十三	に関する法律	の振替に関す 第三項 (第一号に係る部分に限る。)、附則第十三	の振
6 第三十九条において準用する会社法第七百三十一条	社債等の振替	、株式等 第三十九条において準用する会社法第七百三十一条	社債、
<b>口条関係)</b>	別表第二 (第五条関係)	別表第二(第五条関係)	表第一
(略)	(略)	(略)	(略)
条第一項において適用する場合を含む。)		条第一項において適用する場合を含む。)	
第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六		第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六	

投資者保護基金に関する命令 (平成十年大蔵省令第百二十五号)

改正案	現
(重複補償対象債権に相当する顧客資産の評価金額等)	(重複補償対象債権に相当する顧客資産の評価金額等)
第四条の二 法第七十九条の五十七第一項第三号に規定する内閣府令	第四条の二 法第七十九条の五十七第一項第三号に規定する内閣府令
・財務省令で定めるところにより評価した金額は、次の各号に掲げ	・財務省令で定めるところにより評価した金額は、次の各号に掲げ
る場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。	る場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
補償対象債権に係る顧客資産のうちに社債、株式等の振替に関	補償対象債権に係る顧客資産のうちに社債等の振替に関する法
する法律 (平成十三年法律第七十五号)第六十条第一項に規定す	律(平成十三年法律第七十五号)第六十条第一項に規定する補償
る補償対象債権を有する場合における当該補償対象債権 (以下こ	対象債権を有する場合における当該補償対象債権(以下この条に
の条において「重複補償対象債権」という。)に相当する顧客資	おいて「重複補償対象債権」という。)に相当する顧客資産が金
産が金融商品取引所に上場されている有価証券である場合 基金	融商品取引所に上場されている有価証券である場合 基金が法第
が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該	七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該金融商
金融商品取引所における最終価格に基づき算出した金額	品取引所における最終価格に基づき算出した金額
二·三 (略)	二·三 (略)
2 基金は、法第七十九条の五十七第一項 (同項第三号に掲げる場合	2 基金は、法第七十九条の五十七第一項(同項第三号に掲げる場合
に該当する場合に限る。) に規定する支払をすべき金額の支払を行	に該当する場合に限る。)に規定する支払をすべき金額の支払を行
うに当たっては、法第七十九条の五十四に規定する認定の後、社債	うに当たっては、法第七十九条の五十四に規定する認定の後、社債
、株式等の振替に関する法律第五十二条に規定する加入者保護信託	等の振替に関する法律第五十二条に規定する加入者保護信託契約の
契約の受託者に対し、次に掲げる事項の提供を求めることができる	受託者に対し、次に掲げる事項の提供を求めることができる。
一、社債、株式等の振替に関する法律第六十条第五項の適用がある	一一社債等の振替に関する法律第六十条第五項の適用があるかどう

かどうかが判明したときには、その旨

一 社債、株式等の振替に関する法律第六十条第五項の適用がある

該減額をした額いう。)の氏名又は名称及び住所並びに当該各加入者につき、当当該減額に係る加入者(同法第十一条第二項に規定する加入者を場合において、同項の規定により支払額の減額をしたときには、

かが判明したときには、その旨

)の氏名又は名称及び住所並びに当該各加入者につき、当該減額額に係る加入者(同法第十一条第二項に規定する加入者をいう。おいて、同項の規定により支払額の減額をしたときには、当該減二 社債等の振替に関する法律第六十条第五項の適用がある場合に

をした額

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大(蔵)省令第一号)(第一条関係)

改正案	現
(証券専門会社等の業務等)	(証券専門会社等の業務等)
第三十四条 (略)	第三十四条 (略)
2~9 (略)	2~9 (略)
10   法第十一条の二第三項の規定は、第六項及び第七項に規定する議	10 法第十一条の二第三項の規定は、第四項及び第五項に規定する議
決権について準用する。	決権について準用する。
(特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項)	(特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項)
第五十七条の二(略)	第五十七条の二 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第一項第一号口1の場合において、準用銀行法第五十二条の三十	(新設)
七第一項に規定する申請者が保有する議決権には、社債、株式等の	
振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百四十七条第一	
項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第	
一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七	
十六条 (第二号に係る部分に限る。) において準用する場合を含む	
。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に	
係る議決権を含むものとする。	

2 3 第五十条の二 項又は第百四十八条第一項 (これらの規定を同法第二百二十八条第 振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百四十七条第一 係る議決権を含むものとする。 十六条(第二号に係る部分に限る。 七第一項に規定する申請者が保有する議決権には、 ( 特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項 ) 項 第一項第一号口(1)の場合において、 (略) の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に 第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七 (略) 改 正 において準用する場合を含む 準用銀行法第五十二条の三十 案 社債、 株式等の (新設) 2 第五十条の二 (特定信用事業代理業の許可の申請書の記載事項) (略) (略) 現 行

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年大「蔵」省令第二号)(第二条関係)

農林中央金庫法施行規則(平成十三年内の関のおの第十六号)(第三条関係)

二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」とあるのは「第百四決権について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議	第七十四条第五項の規定は、第一項第一号口(1)の場合において準 (船) 2	第百十八条(略)	(農林中央金庫代理業の許可の申請書の記載事項)	ができない株式に係る議決権を含むものとする。	第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗すること	等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百四十七条	第二項の場合において、会員が保有する議決権には、社債、株式	2~4 (略) 2.	第七十四条 (略) 第一	合) .	(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場	改正案
	(新設) (略)	第百十八条(略)	(農林中央金庫代理業の許可の申請書の記載事項)				(新設)	2~4 (略)	第七十四条 (略)	合)	(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場	現

読み替えるものとする。 場合を含む。)」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と び第二百七十六条 (第二号に係る部分に限る。) において準用する

労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第一号)

改正案	現行
(労働金庫連合会の付随業務)	( 労働金庫連合会の付随業務 )
第四十三条 (略)	第四十三条 (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
7 第一項第五号の場合において、連合会が保有する議決権には、社	(新設)
債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百	
四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗	
することができない株式に係る議決権を含むものとする。	
(証券関連専門業務等)	(証券関連専門業務等)
第五十二条 (略)	第五十二条 (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
7 第四十三条第七項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定	(新設)
に規定する者が保有する議決権について準用する。	
(労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項)	( 労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項 )
第百二十条 (略)	第百二十条 (略)
2 (略)	2 (略)
3   第四十三条第七項の規定は、第一項第一号ロ⑴の場合において銀	(新設)

四十七条第一項又は第百四十八条第一項」とあるのは「第百四十七 替えるものとする。 を含む。)」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み 条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十 八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第 について準用する。この場合において、第四十三条第七項中「第百 行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権 二百七十六条(第二号に係る部分に限る。 )において準用する場合

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令(平成十八年内閣府令第三号)

改 正 案	現行
(郵便貯金銀行の業務の制限)	(郵便貯金銀行の業務の制限)
第二条 法第百十条第一項第四号口に規定する内閣府令・総務省令で	第二条 法第百十条第一項第四号口に規定する内閣府令・総務省令で
定める行為は、次に掲げる行為とする。	定める行為は、次に掲げる行為とする。
一 (略)	一 (略)
二 国債証券等に係る有価証券の買取り (郵便貯金銀行又は法第百	二(国債証券等に係る有価証券の買取り(郵便貯金銀行又は法第百
六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社 (次項第二号	六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社 (次項第二号
及び次条第一項第七号において「旧公社」という。) における有	及び次条第一項第七号において「旧公社」という。)における有
価証券の募集の取扱いにより国債証券等を取得した者若しくはそ	価証券の募集の取扱いにより国債証券等を取得した者若しくはそ
の相続人その他の一般承継人又は加入者(社債、株式等の振替に	の相続人その他の一般承継人又は加入者(社債等の振替に関する
関する法律 (平成十三年法律第七十五号) 第二条第三項に規定す	法律  (平成十三年法律第七十五号) 第二条第三項に規定する加入
る加入者をいう。次項第二号において同じ。) からの買取りに限	者をいう。次項第二号において同じ。) からの買取りに限る。)
る。)	
三 (略)	三 (略)
2 (略)	2 (略)

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年財 務 省、内 閣 府、 、国土交通省、厚生労働省、、総務の省、 農林水産省、令第一号)法務省、

現
(本人確認の対象から除かれる取引)
第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲
げる取引とする。
七 (略)
(新設)
八~十二 (略)

2

(略

2

(略